

鹿島市訓令甲第24号

鹿島市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、鹿島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通ネットワーク計画に関する事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員（以下「委員」という。）は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 市長が指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者
- (5) 鹿島市区長会の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者
- (8) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (9) 佐賀県の担当課の職員
- (10) 佐賀県鹿島土木事務所の職員

(11) 鹿島警察署の職員

(12) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が前条各号の職を離職その他のやむを得ない事由により辞任した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長又はその指名する者とする。

3 副会長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

6 委員が会議を欠席する場合、その代理の者が交通会議に出席できるものとし、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の運営を円滑に行うため、交通会議に事務局を置く。

2 交通会議の業務は、鹿島市企画財政課において処理する。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年訓令甲第 33 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年訓令甲第 10 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。